

健康科学大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 健康科学大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、本学創立の精神に基づく人間教育を行い、広い教養と実務的な専門知識を授けるとともに、旺盛なる自主の精神と強い責任感を涵養して、文化の向上と医療及び福祉の進歩に寄与し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第1条の2 本学は、健康科学大学と称する。

2 本学の位置は、山梨県南都留郡富士河口湖町小立7187とする。

(自己点検及び自己評価)

第2条 本学は、教育・研究の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に必要な細部については、別に定める。

第2章 構 成

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

健康科学部 理学療法学科
作業療法学科
福祉心理学科
看護学部 看護学科

(育成する人材像)

第3条の2 前条の学部及び学科が育成する人材は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 健康科学部は、理学療法・作業療法・福祉心理分野における専門職の育成を基本とし、豊かな人間性と高い倫理観を有し、高度な専門領域と他分野の専門領域を包括的に理解し、実践し得る人材育成を目的とする。

ア 理学療法学科は、Evidence Based Medicine (E. B. M.: 根拠に基づいた医療) を基本理念として、理学療法の知識と技術を修得し、理学療法の発展に寄与する専門職の人材育成を目的とする。

イ 作業療法学科は、医学的知識を基盤として、科学的思考を展開できる作業療法を身につけ、医療現場等で主体的に問題を解決できる能力と行動力を持った専門職の人材育成を目的とする。

ウ 福祉心理学科は、福祉及び保健・医療等の分野で様々な問題に柔軟に対応できる福祉の専門職と、環境への不適応など心の悩みを抱える人たちに心理的支援を実践し得る専門職の人材育成を目的とする。

(2) 看護学部看護学科は、看護学分野における専門職の育成を基本とし、豊かな人間性と高い倫理観を有し、併せて保健医療福祉職との連携が図れる人材育成を目的とする。

(附属図書館)

第4条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(クリニック)

第5条 本学にクリニックを置く。

2 クリニックに関する規程は別に定める。

(事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務組織及び事務分掌に関する規程は別に定める。

第3章 学生定員及び修業年限

(学生定員)

第7条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	収容定員
健康科学部	理学療法学科	80名		320名
	作業療法学科	80名		320名
	福祉心理学科	60名	5名	250名
			(3年次)	
看護学部	看護学科	80名		320名

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は4年とする。

2 学生は、8年(第27条第1項の規定により、入学した者については同条第2項の規定に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数)を超えて在学することができない。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(授業日数)

第11条 年間の授業日数は定期試験等の期間を含め、原則として35週とする。

(休業日)

第12条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 開学記念日 4月9日
- (4) 春期休業 2月7日から3月31日まで
- (5) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
- (6) 冬期休業 12月20日から1月18日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第13条 授業科目の構成、種類、単位数、開講年次及び必修、選択科目の別等は、別表1のとおりとする。

(単位の算定基準)

第14条 授業科目の単位は、次の各号に掲げる算定基準により定めるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法を併用して行う場合は、その組み合わせに応じ、前第2号に規定する基準を考慮して単位数を算定する。

2 前項の規定に関わらず卒業研究等の授業科目については、必要な学修等を考慮して単位数を算定する。

(単位の授与)

第15条 授業科目の単位は、当該授業科目を履修しその試験に合格した者又は試験に代わる適切な方法を経て合格基準を満たした者に対して授与する。

(学習の評価)

第16条 学習の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、S、A、B、Cを合格としDを不合格とする。

(追試験)

第17条 病気その他本学が認めたやむをえない事由のため、定期試験に欠席した者は、追試験によって単位の修得の認定を受けることができる。

(再試験)

第18条 試験の成績が不合格のため、単位の修得認定を受けることができない授業科目については、再試験を行うことがある。

(委任)

第19条 この章に規定するものの他、教育課程及び履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業の要件及び学位

(卒業の要件)

第20条 卒業の要件は、次の各号に掲げるとおりとし、その全てを満たさなければならない。

- (1) 休学期間を除き4年以上の在学年数を経ていること。
- (2) 教育課程の所要単位を修めていること。
- (3) 納入すべき学費が全て完納されていること。

2 第27条第1項の規定により入学を許可された者に係る在学年数は、前項第1号の規定に関わ

らず第27条第2項に規定する年数を経ているものとする。

3 卒業に必要な単位の修得に関する細則は、別に定める。

(卒業の認定)

第20条の2 卒業の認定は、前条に規定する要件を全て満たしている者に対し、学長がこれを行う。

(学位)

第21条 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次の区分によるものとする。

健康科学部	学士（理学療法学）、学士（作業療法学）、学士（福祉心理学）
看護学部	学士（看護学）

第7章 入学、転学、転学部転学科、休学及び退学

(入学の時期)

第22条 入学、編入学、転入学、再入学の時期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により、文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第24条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表2に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第25条 前条の規定により入学を志願した者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び許可)

第26条 前条の規定による選考に合格した者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、別に定める納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第27条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者又は中途退学した者（2年以上在学し、所定の単位を修得した者に限る。）

(2) 短期大学を卒業した者又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な授業総時間が1700時間以上であるものを修了した者

(4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定において、学校教育法による大学へ編入した場合の在学すべき年数が2年以上又は1年以上と定められている者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した履修科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。

(転入学)

第27条の2 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第27条の3 第28条（退学）の規定により、退学を許可された者で再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第29条 疾病その他やむを得ない事情により2ヵ月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は疾病のため就学することが適当でない認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第30条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに1年まで延長することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学の期間が満了したとき又はその期間中に当該休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学するものとする。

(転学)

第32条 転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学部転学科)

第33条 本学の他の学部転学部又は同一学部の他の学科に転学科を志願する者については、別に定めるところにより選考の上、学長が許可することがある。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第8条第2項の規定による在学年限を超えた者

(2) 休学の期間が満了し、復学を願っていない者

(3) 第30条第2項の規定する休学の期間を超えた者

(4) 授業料その他学費の納付を怠り、催促してもなお納入しない者

(5) 死亡又は行方不明の届出のあった者

第8章 学 費

(学費)

第35条 入学金、授業料、施設費、実験実習費に関する事項は別表2のとおりとする。

(納付金の返還)

第36条 既に納付した学費及びその他の納付金は、原則として返還しない。

(学費の未納)

第37条 授業料その他の納付を怠った者は、受験を停止し、又は除籍する。

第9章 職員組織

(職員)

第38条 本学に学長、副学長、学部長、共通科目長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 前項の規定の他、学長は所定の手続を経て、必要な職員を置くことができる。

第9章の2 学長及び副学長の権限

(学長の権限)

第38条の2 学長は、本学の校務全般について決定する権限を有し、責任を負う。

2 学長は、副学長以下の本学の全教職員を指揮監督する。

(副学長の権限)

第38条の3 副学長は、学長を補佐し、学長から命ぜられた校務について決定する権限を有し、責任を負う。

第10章 運営会議

(運営会議)

第39条 本学の運営及び教学に係る全学的な重要事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第40条 本学学部教授会を置き、教授をもって組織する。

2 前項にかかわらず、学部長が必要と認めた場合は、その他必要な職員を加えることができる。

(教授会規則)

第41条 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

(研究生)

第42条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第43条 本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第44条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者に対しては、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人学生)

第45条 外国人で入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表彰)

第46条 品行方正かつ学術優秀な者又は学生として模範的行為があった者については、学長は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第47条 学長は、本学の規程その他の定め又は学生としての本分に反し、次の各号のいずれかに該当する者を懲戒することができる。

(1) 学業成績不良で成業の見込がないと認められた者

(2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者

(3) 正当な理由なくして出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第8条第2項の規定を適用する場合において在学の期間に算入する。ただし、同条第1項の修業年限への算入等については、別に定める。

4 学生の主催する学内団体で、本学の精神にもとるもの及び著しく学内の秩序を乱したものに対しては、解散その他の必要な措置を命ずることができる。

第14章 公開講座

(公開講座)

第48条 地域住民の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年8月10日から施行し、平成18年9月15日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成20年度の入学生から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成19年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成21年度の入学生から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成20年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成23年度の入学生から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に必要と認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成22年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

3 改正後の別表2-2の規定は、平成23年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成24年度の入学者から適用する。ただし、別表1に掲げる授業科目のうち、教授会が特に認めた授業科目については、別に定めるところにより、平成23年度以前の入学者に対しても履修することを認めることがある。

附 則

1 この学則は、平成24年11月1日から施行する。

2 改正後の第36条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成25年度入学生から適用する。なお、平成24年度以前の入学生のうち平成25年度以降在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

この規程は、平成25年5月22日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表1の規定は、平成26年度入学生から適用する。なお、平成25年度以前の入学生のうち平成26年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成27年度入学生から適用する。なお、平成26年度以前の入学生のうち平成27年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1(6)の規定は、平成28年度入学生のうち平成30年度において3年次に在籍する者を除き適用する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、2020年度入学生から適用する。なお、2019年度以前の入学生のうち2020年度以降に在籍する学生は、本学履修規程に基づき履修することとする。